9．環境問題への対応
　2050年カーボンニュートラル※２の実現に向け、$CO_2$多排出産業において、化石エネルギーから水素やアンモニア等への転換を図る必要がある。
　河川の水質については環境基準を概ね達成しているが、伊勢湾・三河湾における閉鎖性水域の水質は環境基準を十分に達成していない状況にある。一方、従来の水質の「きれいさ」に加え、生物生産性や生物多様性にも配慮した「きれいで豊かな海」の実現に向けた取組を行っていく必要がある。
　加えて、中山間地域※３における荒廃農地の増加や手入れが行き届かない里山林の発生は、鳥獣被害の増加などにつながることが懸念されている。
10. インフラの老朽化
　インフラは、高度経済成長期以降に集中的に整備されており、これらの施設の老朽化が進むことにより、生活だけでなく中部圏の基幹産業の安定性・持続性にも影響を及ぼすことが懸念される。
11. 新たな社会情勢により顕在化している課題
　これからの国土づくりにおいては、地域における様々なサービスや活動分野において、デジタル活用を通じて効率性・生産性の向上につなげる必要がある。
　また、海外からのエネルギー調達リスクが高まり、エネルギーの安価で安定的な確保が求められる中で、輸入拠点となる港湾の受入機能の強化が課題である。また、再生可能エネルギーを含めた電源のベストミックスの促進、水素やアンモニアといった新たなエネルギー需要への対応、持続可能なエネルギー生産に取り組んでいく必要がある。
　さらに、中部圏の日本海側が特色ある圏域を形成し持続的に発展するためには、以下の直面する課題への対応を図っていく必要がある。
12. 震災復興と自然災害への対応
　・令和６年能登半島地震からの復旧・復興や激甚化・頻発化する自然災害等への対応
13. 多様なニーズに応じた暮らし方・働き方のできる生活環境・雇用環境の形成
　・若者の人口流出への対応や多様な価値観を受容する社会の形成
14. 多様で個性ある地域の持続的発展
　・集約型都市構造への転換と半島及び中山間地域等での過疎化の進行への対応
15. 自然環境との調和
　・美しく豊かな自然環境等の保全や脱炭素社会に向けた対応
16. 地理的優位性を生かした産業の強化
　・地理的優位性や特徴あるものづくり産業の集積を生かした競争力強化
　・農林水産業の魅力向上による産業の強化と担い手確保
17. 太平洋側の災害リスクの高まりに伴う本社機能移転等への積極的な対応
　・大規模災害時における我が国の経済活動の持続性の確保
18. 圏域外の人との多様な関係構築と新しい交流圏の形成
　・観光需要の回復・高まりへの対応と交通ネットワークの更なる強化
　・関係人口の拡大や新しい交流圏の形成

第１部第３章　中部圏の将来像とその実現のための施策

第１節　人口規模の将来見通し等

１．人口

⑴　中部圏の人口
　人口は、2020年の2,132万人から2050年には1,736万人に減少すると見込む※４。

⑵　中部圏の年齢別構成
　生産年齢人口（15～64歳）は、2020年の1,259万人から2050年には903万人に減少し、年少人口（０～14歳）は、2020年の266万人から2050年には177万人に減少すると見込む。老年人口（65歳以上）は、2020年の607万人から2050年には655万人に増加すると見込む。

⑶　中部圏の一般世帯数
　一般世帯数は、2020年の880万世帯から2050年には836万世帯に減少すると見込む。特に高齢化の進展とあいまって、高齢単独世帯（世帯主が65歳以上の単独世帯）は、2020年の104万世帯から2050年には162万世帯に増加すると見込む※５。

２．土地利用
　以下に掲げる国土利用の基本方針など、第六次国土利用計画（全国計画）（2023年７月28日閣議決定）を踏まえるものとする。人口減少などを背景とした国土の管理水準の悪化、大規模自然災害に対する脆弱性、自然環境や景観等の悪化といった国土をめぐる課題を踏まえ、同計画では、「持続可能で自然と共生した国土利用・管理」の実現に向けて、次の基本方針を掲げている。

⑴　地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理
　低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用による土地利用の効率化を図るとともに、地域の合意形成に基づき管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」や、地域の持続性確保につながる土地利用転換といった土地利用の最適化を進めることが重要である。

⑵　土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理
　ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが重要である。

⑶　健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理
　健全な生態系の保全・再生や広域的な生態系ネットワークの構築・維持に向けて、分野横断的に多様な主体が連携して取り組むことが重要である。

⑷　国土利用・管理ＤＸ
　人口、災害リスク、土地利用状況など、分野横断的な地域の情報を一元的に把握し、対策を検討していくことが重要である。

⑸　多様な主体の参加と官民連携による国土利用・管理
　地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進していくことが重要である。

第２節　区域の指定等
　都市整備区域及び都市開発区域は、中部圏における将来の都市配置形態を考慮し、地域の中核都市を中心に開発整備を必要とする区域として、また、保全区域は、開発によって優れた自然資源、文化財等が損なわれないよう保全に努めるとともにその利用のために計画的な開発整備を必要とする区域として、将来の人口及び産業の配置、これら区域相互の関連並びに首都圏及び近畿圏との結び付きを配慮して指定するものとする。
　なお、区域の指定に当たっては、農林漁業等への波及効果を大ならしめるよう配慮するものとする。

⑴　都市整備区域
　産業開発の程度が高く、更に予想される経済発展の進展に応じ、都市の機能が十分に発揮されるよう計画的に基盤整備する必要がある地域のうち、次の各号に該当するものを都市整備区域として指定するものとする。
　１）自然的、経済的、社会的に密接な関連を有する一帯の広域的な地域であること。
　２）既に相当程度の人口の集積がある地域であること。
　３）既に相当程度の第二次産業又は第三次産業の集積があり、これらの産業の比重が高い地域であること。
　４）人口及び産業の集中に伴う市街化が著しい地域であること。

⑵　都市開発区域
　都市整備区域外の地域であって、中部圏の均衡ある発展を図るため工業等の産業都市その他当該地域の中心的な都市として開発する必要のあるもののうち、次の各号に該当するものを都市開発区域として指定するものとする。
　１）自然的、経済的、社会的に密接な関連を有し、一体的な発展が見込まれる地域であること。
　２）相当程度の人口増加の可能性があり、当該地域の周辺地域の開発の拠点となる地域であること。
　３）第二次産業又は第三次産業の優れた立地条件を有し、工業等の生産機能、流通文化等の都市機能を備えた都市の形成が可能な地域であること。
　４）幹線交通施設が整備されている地域又はその可能性がある地域であること。